

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(平成27年第3回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

平成27年9月15日（火）

開会：午前10時

閉会：午前11時55分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

議案第62号 筑西市デイサービスセンター条例の全部改正について

議案第63号 平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち所管の補正予算

議案第64号 平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

4 出席委員

委員長 増渕 慎治君 副委員長 保坂 直樹君

委員 小倉ひと美君 委員 三澤 隆一君 委員 稲川 新二君

委員 大嶋 茂君 委員 三浦 譲君

5 欠席委員

真次 洋行君

6 議会事務局職員出席者

書記 田中 佑治君

委員長 増渕 慎治

開 会 午前10時

○委員長（増淵慎治君） 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

その前に、今回の台風18号で、当然我が市もそうでありますけれども、お隣の常総市でも非常に被害がございました。一日も早く回復するように、まずお祈りしたいと思います。

それでは、ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立しております。

なお、欠席通知のあった委員は、真次委員の1名であります。

それでは、本委員会に付託された議案について審査してまいります。

なお、審査の順序でありますがお手元に配付いたしました順番で、まず先に請願2件を審査していただき、その後、執行部に入室していただいて、条例議案1案、補正予算議案5案、それぞれ審議していききたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、早速、まず請願第2号「教育予算の拡充を求める請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考として皆様のお手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、この請願の紹介議員であります石島議員に、この教育予算の拡充を求める請願について説明をいただいて、皆様にご審議していただきたいと思います。

そのような形でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、石島議員さん、よろしくお願いいたします。

○紹介議員（石島勝男君） 改めまして、福祉文教委員の皆さん、おはようございます。

私のほうから教育予算の拡充を求める請願ということで、紹介議員として出しております。子供たちに豊かな教育を保護することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであります。特に学校規模の少人数化は、保護者などの意見募集でも、小学1年生、2年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数であります。

地方は、独自の工夫で学校規模の少人数化を進めてきていますが、地方交付税削減の影響で、厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学校の少人数化を拡充することは困難な状況になっております。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子供たちの心のケアなど、教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復興など、政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させるため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1つ、きめ細かな教育の実現のため、少人数学級を推進すること。

2つ目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3つ目としまして、震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで、昨年9月の福祉文教委員会の中でも全員一致で可決されております。

また、昨年9月の定例議会の中でも、全員賛同し、可決されているような状況で、福祉文教委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（増淵慎治君） それでは、審議を願います。いかがでしょうか、ご意見は。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 石島議員、どうもお疲れさまです。ありがとうございます。

ちょっと質疑させていただきたいのですが、この人的・物的な援助、財政的な支援というものがあるのですが、この内容は具体的にどんなものかということと、あと先ほどの補助の金額の割合というのは、どのぐらいの割合を国のほうから出してもらっているのか、それを教えていただけますか。

○委員長（増淵慎治君） 石島議員。

○紹介議員（石島勝男君） 詳細については、わからないのですが、やはり筑西市の議会の中で、メモはしてこなかったのですが、いろいろのやはり筑西市の予算の中でも、この教育費のあれが年々下がっているような状況で、詳細な金額は、そこまでは整理してこなかったのですが、そういう状況で、そしてまた世界の状況の、教育機関の財政支出のGDPという、教育の予算が、全体の中の占める割合の比較なのですが、やはり世界の中で一番よいのがデンマークが、比率の中の、全体の中で7.5%ということで、その世界の全教育段階の予算の中の平均が5.3ということで、デンマークが7.5ということで、日本の場合には3.6というパーセントでございます。これは2014年の段階で、韓国、アメリカ、ドイツ、イタリアに比べて、やはり先進国でも、その比率が大分低いというような状況でございます。

○委員長（増淵慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） とりあえずその段階、3.6%ということで、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒、教員1人当たりの児童生徒が多いという件ですけれども、順番とか、ほかの諸外国の人数とか、そういうところを教えてもらいたいのですが。

○紹介議員（石島勝男君） 全部挙げると、世界の国も相当ありますので、全部言うわけにはいかないのですが、一応高い順から、先ほどデンマークの7.5というふうな数値がありました。その後、やはり高いのがノルウェーですね、やはり7%ぐらいですかね。

○委員（三浦 譲君） 1クラス当たりの人数。

○紹介議員（石島勝男君） 今、三浦委員のほうから言われました、国際比較の段階では、1クラス当たりの児童生徒数ですね、小学校が21名ですかね、日本の場合には大体28人。中学校が、やはり国際比較、平均しますと24名、日本の場合は33名というふうな2014年現在の状況ということで、手元にちょっとそう

いうふうなデータがございます。

以上です。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この第7次教職員定数改善計画があるということで、その完成後9年もの間、計画が実施されなかったと、これには何か理由があるのですか。

○紹介議員（石島勝男君） その辺の状況、改善されないというあれは、やはり継続して、私も去年、初めてこの教育予算の拡充を求める請願ということで、また今回も同じような項目についてやっているわけなのですが、国のほうで、少人数学級ですかね、現場というより、学校の先生方、また父兄のほうからも圧倒的な、やはりそういう要望、手元には、そういう細かいデータがあるのですが、やはり経過してしまいますので、そういう状況で、そのさっきのあれはわからないような状況です。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 請願事項は3つあるのですが、この少人数学級ですね、これは今1、2年生はやっているのかな。3年生をしてくれということなのでしょうか。

○紹介議員（石島勝男君） そうですね。ここにもありますように小学1、2年生のみならずということで、できましたら、やはりそういうふうな少人数学級を推進したいという要望ということです。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） あと、この3で、震災からの教育復興のための予算措置を継続してということは、今まだ継続しているわけですね。

○紹介議員（石島勝男君） そうです。

○委員（大嶋 茂君） また、さらに継続してくれという内容ですね。

○紹介議員（石島勝男君） そうです。同じ内容でございます。

○委員（大嶋 茂君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（増渕慎治君） それでは、ほかの方はよろしいですか。

（「はい、済みません」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 済みません。ちょっと勉強不足で申しわけないのですが、義務教育費国庫負担制度というのを、大まかで結構なのですが、どういったものか教えていただければと思うのですが。

○紹介議員（石島勝男君） ちょっとそこまでは整理してこなくて、申しわけないのですが。

○委員（三澤隆一君） 大まかで結構です。どんなものなのか、全然わからない。

○委員長（増渕慎治君） 三澤委員、これは専門的で、ちょっと難しいかもしれない。それは別の機会でお願します。

○委員（三澤隆一君） わかりました。済みません。

○委員長（増渕慎治君） それでは、そのほかなければ、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、審査を終了いたします。

それでは、今から採決をいたします。

請願第2号「教育予算の拡充を求める請願」について、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

石島議員、どうもありがとうございました。

○紹介議員（石島勝男君） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。失礼いたします。

○委員長（増淵慎治君） なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。

その際、提出者を委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました、委員の皆様をお願いします。

それでは、請願第2号の審査を終了いたします。

石島議員、ご退席願います。

〔紹介議員 石島勝男君退席〕

○委員長（増淵慎治君） ご苦労さまでございます。請願第4号について、ただいま3名の方に入室いただきました。遠路、どうも済みませんでした。お座りください。

それでは、早速、審査に入らせていただきます。

次に、請願第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願」でございます。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考といたしまして、皆様の手元に意見書（案）を配付しております。

また、今回、この請願は、請願提出者から議会参加ということでお願いいたしましたところ、快く来ていただきました。

それでは、説明と意見等の陳述があります。請願提出者の〇〇様、〇〇様、〇〇様、どうもありがとうございます。

それでは、順次説明と意見などを述べていただきたいと思います。

それでは、提出者ということで、書類は各委員に回っていますので、よろしくお願いいたします。

○請願提出者 それでは、よろしくお願いいたします。

まず、趣旨を読み上げさせていただきます。「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願。

趣旨。

明日の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道德教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題（文部科学省 道德教育の充実に関する懇談会報告）が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等を初めとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題

等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

以上の理由で、貴議会におかれましては、国会、政府に「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を提出してください。地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） ありがとうございます。そのほか何かつけ加えることがございましたら、それとも委員のほうから意見を、今、趣旨は読んでいただきましたけれども。

○請願提出者 特につけ加えることはありません。

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか。

○請願提出者 大丈夫です。

○委員長（増渕慎治君） それでは、ただいまから「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について、皆様に審査をいただきます。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっとお尋ねしますが、この請願者、日本の青少年の健全育成を推進する会ですか、これは私、この団体というのは初めて聞くのですが、こういった団体なのでしょうか。

○請願提出者 これは木本信男先生とおっしゃる、元県議会議員の先生でございますが、今回のこの請願を、特に茨城県下の市町村にお願いするということに当たりまして、ではちょっと何か会をつくらなくてはいけないだろうということで、つけさせていただきましたものでございます。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この県議会議員の先生は、政党は何に所属しているのでしょうか。

○請願提出者 自民党です。

○委員（大嶋 茂君） それと、今まで基本法に準ずるような、こんな法律はあったのですか、初めてですか。

○請願提出者 これに準ずるといいますか、この青少年健全育成基本法というものは、国会で、かなり前から議論されているのですけれども、それに対峙しましていいますか、子供の基本条例という、どちらかということ、子供の権利を守ろうという趣旨の法律がございまして、そのほうは多分民主党の政権時だと思っておりますけれども、国会で通っております。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） それと、この基本法といっても、その内容的なものはどういうものか、ここでは全然わかりませんので、どういったものをうたっていくのですか。

○請願提出者 趣旨といたしましては、子供の権利を言うだけでは、子供を守り切ることにはできないと。やはり子供を守る側の環境を国として整備する必要があるであろうということの趣旨でございます。

○委員長（増渕慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 今まで教育委員会等でいろいろ教育基本法とか、さまざまな条例、県内でもあると思うのですが、そういったもので対応し切れなかったのかどうかということをちょっとお聞きしたいです。

○請願提出者 実は、都道府県ごとの条例には、規定にばらつきがありまして、そこが非常に問題であるということでございます。特に大きな例といたしましては、長野県などでは、この条例がありません。そうしますと、どういうことが起こるかといいますと、子供と遊ぶなら長野に行きみたいなのがインターネットで触れ込みがあったりですとか、そのようなことになっております。ですので、これは非常に問題であると。

○委員長（増渕慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。それと、もう一つなのですが、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されていますということなのですが、これは例えば具体的に言うと、LINEとか、そういう子供たち同士で自由にやりとりできるような、そういったものも含まれているということですか。

○請願提出者 そうですね。LINEも今非常に問題になっておりますので、そこも検討の範囲に入ってくると思うのですけれども。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 青少年の環境は大変深刻だと思いますけれども、ただこれは調べてみましたらば、国会での長い歴史が、上げようとしたけれども、なかなか成立しないという歴史があるようなのですね。表現の自由だとか、そういうのが問題になったときもあるということで、出版物だとかというものに関することだと思うのですけれども、その辺はどのようにクリアしていくのかとか、あともう1つは、家庭の価値の問題を取り上げていますよね、特にという部分で、これが基本という考え方で法律をつくるという意味なのかなと想像したのですが、健全な家庭は当然必要なのですけれども、それを法律で、こういう形でというのは、これまたいろいろ表現の自由と同じで問題になるかと思うのですが、その辺の考えはどういうことなのでしょう。

○委員長（増渕慎治君） お願いします。

○請願提出者 家庭の中の法律をつくるようなものではありませんで、家庭の価値は、でもはっきりとうたっておかなければならないのではないかとございます。家庭の価値は、大切なだけけれども、それは当たり前のことだから、言わないでもいいだろうとなりますと、事業者の情報の氾濫に子供たちが何のガードもないままさらされてしまいますので、やはりここは家庭というものを見直す必要があるのでは

はないかということでございます。

○委員長（増渕慎治君） もう1つ、表現の自由ですね。

○請願提出者 そうなのです。表現の自由も非常に問題でして、子供の心に非常に大きな傷を与えますので、ここはやはり事業者側からの営利目的の主張だけでは、社会はうまくやっていけないのではないかと。やはり子供のことも考えて、そこら辺は事業者にも配慮してもらう、そのための法律が必要ではないかということでございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 表現の自由は、我々の気持ちとしては、変なものは発行しないでよという気持ちは、これは誰にでもあると思うのですが、今度細かい部分が表現の自由の話だと思うのですよね。今まで私がインターネットで見たところ、それが一番ネックになって、今まで成立できなかったというふうに感じたもので、ではそこはどういうふうにクリアするかとか、そういう面ではどうなのですか。

○請願提出者 ここには、いわゆる権利という観点だけでは、整理ができない部分があるのではないかと。思うのです。ですから、子供を守るという観点から、これは考えていただきたいということでございます。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは全国展開でやっていらっしゃるのですか。

○請願提出者 一応そうなのですが、というか、国会のほうで審議されておりますので、全国でやっているのではないかと。思うのですが、我々は今、茨城県で頑張っているという話でございます。

○委員長（増渕慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。最近の事件で、本当に衝撃的だったのですが、中1の男女生徒が殺害された事件ですが、こういった条例があれば保護者の責任というの、夜中に子供たちが、ああいうところを出歩けたという状況もあるのですが、ぜひこれは私は反対する理由がありませんので、賛成していきたいと思っていますけれども、何を聞こうとしたのだったかな。

○委員長（増渕慎治君） 賛成と。

○委員（稲川新二君） 賛成ということで。

○委員長（増渕慎治君） また、思い出したら。

○委員（稲川新二君） 済みません。

○委員長（増渕慎治君） 結構でございます。せっかく来ていただきましたので、ほかにありましたら。三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど大嶋委員が言われたことにちょっとかぶるのですが、全国的に展開されているということで、今現在どのくらいの件数というか、どのくらいのパーセンテージで、この意見書というのは提出されているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○請願提出者 私もざっと全国の一覧表を見ただけで、はっきりと数までは、済みません。

○委員長（増渕慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） これは長い期間、国会でも話し合われているのですが、概要的なものは何

かで見れたり、ネットか何かで見れたりするのですか。

○**請願提出者** 国会のほうで提出されているものですか。

○**委員（稲川新二君）** 内容。

○**請願提出者** ちょっと私も確認していないのですが、多分見られると思います。というのは、国会でずっと審議されている内容ですので。

○**委員（稲川新二君）** 調べてみます。

○**委員長（増渕慎治君）** それではよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○**委員長（増渕慎治君）** それでは、以上をもちまして、審査を終了させていただきます。

ただいまから請願第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願」について、賛成者の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**委員長（増渕慎治君）** 挙手多数。よって、採択といたします。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出いたします。

その際、提出者を私委員長とし、賛成者をただいま賛成いただいた、委員の皆様とさせていただきます。

以上で請願第4号の審査を終了します。まことにありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○**委員長（増渕慎治君）** 以上で請願の審査を終了します。

それでは、執行部の入室をお願いいたします。

〔執行部入室〕

○**委員長（増渕慎治君）** 委員の皆さん、ちょっと資料を配付いたします。

それでは続いて、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

まず初めに、本日審査いたします議案第62号につきまして、保健福祉部高齢福祉課から資料が届いておりますので、皆様のほうに資料がありますので、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査してまいります。

まず初めに、保健福祉部でございます。

まず、議案第62号「筑西市デイサービスセンター条例の全部改正について」、審査をしていただきたいと存じます。

それでは、まず高齢福祉課から説明をお願いいたします。

大山課長、よろしくお願いいたします。

○**高齢福祉課長（大山竹治君）** おはようございます。高齢福祉課の大山です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第62号「筑西市デイサービスセンター条例の全部改正について」ご説明申し上げます。今回の改正につきましては、あけの元気館等複合施設内で実施しております、明野デイサービスセンター

やすらぎにつきまして、民間でできることは民間にという方向性から、平成28年度から指定管理者制度に移行するため、筑西市デイサービスセンターの設置及び管理に関し、必要な事項につきまして、所要の改正をするものでございます。

それでは、改正の主な内容につきましてご説明申し上げます。お配りしました、筑西市デイサービスセンター条例の新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。お配りしました表の左側が改正前でございます。右側が改正後の案でございます。なお、アンダーラインの部分が、今回の改正部分でございます。

まず、新旧対照表の1ページをごらんください。まず、第3条につきましては、センターの管理に関する規定でございます。明野デイサービスセンターやすらぎの管理を指定管理者に行わせるものとしたものでございます。

次に、2ページをお開きください。第5条は、指定管理者が行う業務について規定するものでございます。

次の第6条は、指定管理者が管理を行う期間を定めるものでございます。その期間を5年とするものでございます。

第7条につきましては、利用時間の規定でございます。改正前から30分延長し、午前9時から午後4時までとするものでございます。

第8条は、休館日の規定でございます。改正前は土曜日と日曜日を休館としておりましたが、それを日曜日のみとし、利用者の利便性の向上を図るものでございます。

次に、3ページをお開きください。第10条につきましては、利用の許可について規定するものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。第14条は、利用料金の返還について規定するものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。第15条は、目的外利用及び利用譲渡等の禁止、第16条につきましては、利用許可の取り消し等につきまして規定するものでございます。

第17条につきましては、利用者の義務について規定するものでございます。

1つ飛ばしまして、第19条につきましては、目的外利用許可等の減免について規定するものでございます。

そのほか、指定管理者制度に移行することに伴い、所要の改正をするものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。一番下段の附則でございますが、第1項は、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。第2項及び第3項は、この条例の施行に伴う経過措置の規定でございます。

次の7ページをごらんください。第4項につきましては、筑西市あけの元気館等複合施設条例の一部を改正するものでございまして、デイサービスセンターを指定管理者に移行することに伴い、関連する箇所につきまして、所要の改正をするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をいただきたいと思います。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） この議案第62号ですけれども、我が会派の田中議員が議案質疑をする予定でしたので、ぜひ何点かお聞きしたいと思います、かわりまして。

まず、1点目なのですけれども、指定管理者に移行することとなった経緯と理由、それとこの計画というのは当初から計画があったものなのかをお聞きしたいと思います。

あと、現在の委託先と運営状況をお聞きします。

それと、今回の計画に当たりましては、委託先との話し合いはやっているのか、了解等は得られたのか、お聞きします。

あと、今この筑西市内には、同様のデイサービスセンターというのはどのくらいあるのか。

それと、この指定管理の募集選定というのは公募か、非公募かということと、これは一番重大なことなのですけれども、この指定管理に移行するに当たって、利用者の方たちのサービスの向上というのは見込まれるのかどうか、お願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） それでは、順次お答えしたいと思います。

最初の指定管理者に移行することになった経緯についてでございますけれども、明野デイサービスセンターやすらぎにつきましては、介護保険制度が始まった平成12年、明野地区にデイサービス事業所が1事業所しかなかったため、介護サービス基盤の充実を図るため、市が社会福祉協議会に業務を委託して実施しておりました。今まで事業の存続等については検討しておりましたが、あけの元気館の、今現在の指定管理者からあけの元気館を活用した運動療法と温泉プールを組み合わせた通所療法型のデイサービス事業を展開したいというような提案がありました。その内容を検討した結果、質の高い安定したサービスの提供と介護予防効果、医療費削減等の効果が期待できるということとか、またあけの元気館の厨房施設をあけの元気館と共有しているということや、施設の清掃、保守点検等についても指定管理者が行っているということから、デイサービスセンターを含めた複合施設の一体的、効率的な管理を行うということが適当というふうに思われるため、指定管理者制度へ移行したいと考えております。

次に、当初から計画はあったかというようなご質疑でございますけれども、あけの元気館が指定管理者制度に移行する時点では、こういった話はございませんでした。

次に、現在の運営状況と委託先でございますけれども、先ほどもご説明したとおり、明野デイサービスセンターやすらぎにつきましては、市が社会福祉協議会へ業務を委託して実施しております。平成26年度の収支の状況でございますけれども、デイサービス事業のみで見ますと、歳入が3,040万6,637円、歳出が2,915万6,418円、125万219円の黒字となっております。ただ、施設の維持管理費等につきましては、あけの元気館全体の管理費に含まれてございます。

次に、現在の委託先の了解等でございますけれども、あけの元気館の指定、今回事業者から提案があったことにつきまして、委託先であります社会福祉協議会に相談した結果、平成28年3月末で終了することには問題ないということでございました。

次に、市内のデイサービスセンターの事業者数でございますけれども、8月1日現在、市内には40の事

業所がございます。

続きまして、やすらぎの指定管理の募集、選定の方法でございますけれども、指定管理者のほうから提案内容を検討した結果、質の高い安定したサービスの提供と介護予防効果、医療費削減効果等が期待できること、先ほども申しましたように厨房施設と施設の清掃、保守点検等について元気館のほうで行っているということから、デイサービスセンターを含めた複合施設の一体的、効率的な管理を行うためには、現在指定管理を行っている事業者を指定管理者とする、非公募による指定管理が適当と思われます。

続きまして、この指定管理の利用者のサービスを向上を見込む根拠でございますけれども、今回の提案いただきました、あけの元気館の指定管理事業者の中のつくばアクアライフという事業所でございますけれども、これはあけの元気館における水中運動や健康相談、市内等において健康講話などを実施しておる事業者でございます。また、つくばアクアライフにつきましては、水中運動の第一人者であります筑波大学の名誉教授であります野村武男先生が代表を務めております。中高年者の健康づくり、介護予防として水中運動療法を推進しておりまして、つくば市内でも水中運動特化型のデイサービスの運営や水中運動の実績がございます。さらに、野村先生は、筑波大学におきまして、水中運動療法により医療費削減を検証しており、デイサービスの運営においても、水中運動療法による介護者の機能回復などの実績がございます。これらのことから、あけの元気館と明野デイサービスセンターやすらぎを一体的に運営することにより、市民の医療費や介護保険給付費の低減の期待ができ、さらに筑波大学との連携によりまして、介護予防や健康づくりの推進が期待できると考えております。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 元気館を現在指定管理なさっている業者さんからの提案から始まったことだと思うのですが、施設を一体的に考えて利用するということがあったのですけれども、現在委託されている社協のほうでは、そういった内容的なものというのは可能ではないのでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 今現在、社協で実施していただいておりますけれども、先ほどもご説明の中でありましたように社協につきましては、平成12年に介護基盤の充実を図るために、その当時、そういう専門の事業者等が余り市内になかったということから、市から委託を受けて実施しておったわけでありまして、こういった事業を進んで実施する体制というのが、余り整っていないということでございます。

○委員長（増渕慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） あと、運営状況も施設の維持管理ですか、そういったものというのは、また指定管理者等と一緒に考えられているということでしたけれども、一応収支的には黒字なわけですが、委託業者さんが負担に感じているというところはあったのでしょうかね、この負担というか、指定管理者さんに移行されるという説明の中で、どういった話し合いがなされたのでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 今もご説明したとおり、明野デイサービスセンターやすらぎにつきましては、社協さんのほうで、いろいろな事情で始めていただいたという経緯もございまして、社協さん自体

が、この事業に関して、それほど本業ではないということもありますので、できるだけほかの事業者とか、ほかの考え方で進めていただきたいとは、そういうお話は以前からありましたので、今回特別、社協さんのほうに相談した結果、引き続き事業の継続ということではなくて、そういうことであれば、社協としては、いい方向で進むのであれば、そういう方向でということでありましたので、そういう回答でございました。

○委員長（増渕慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） あと、指定管理者の方から提案もあったということで、非公募という形をとったらしいのですが、市内にも40社ほど現在同様のデイサービスの施設があるのですけれども、競争の観点からいうと、公募式にして行うのがよかったのではないかなという気もするのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） ただいま説明したとおり、あけの元気館の一体的な利用によって、今回介護予防とか、そういったものを、より効果がある提案ということでございますので、ほかの事業者が、例えば入って一体的に使うというのは、施設のことの、今の体系から、なかなか難しいという状況から、今回そういう提案がたまたまあったということで、今回検討した結果、指定管理を非公募でお願いしたということで、今回条例改正ということをお願いしたわけでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 今回広くなってしまうのですけれども、指定管理に移行している事業というのが十幾つあると思うのですけれども、今後わかる範囲でいいのですけれども、そういった考えている施設というのはございますでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） それは私のほうから、ほかの施設については、申しわけないのですけれども、ちょっとわかりませんので、ご容赦ください。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと4点ばかり質疑したいと思います。

行政改革の中でやるということなのですが、委託料2,679万5,000円ということなのですが、これは業者がかかわっても、この金額は変わらないのでしょうか、委託料。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 委託料のご質疑でございます。委託料につきましては、現在収支決算、黒字でございますので、その黒字の部分について、施設管理費等ということもありますので、幾らぐらいその中で施設管理のほうに、市のほうに入れていただくかということは、今後いろいろ調整を図ってまいるところでございます。大部分の料金については、介護給付費で、委託料については、全額賄えるという考えでおりますので、あとは事業者のやり方ではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） では、委託料は、今のところは決定していないということかな。これは今までのを見ると、社会福祉協議会には2,679万5,000円ということで、これは載っておるのですが、今そこで働いている職員の問題ですね、今現在は社会福祉協議会の職員ですよね。今後は、その職員はどうなるのでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 今現在働いている職員に対する今後の方針ということでございます。指定管理になった場合、今現在、社会福祉協議会の職員が1名、あと臨時職員が8名、合計9名という体制で実施しております。指定管理になった場合、臨時職員の今後についてでございますけれども、指定管理事業者からは、会社の規定に沿っていただければ、優先的に採用していただけるということでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） あともう1つ、利用者はほとんど明野地区の住民なのでしょうか。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 今のデイサービスセンターの利用者でございます。大半は明野地区でございます。ただ、協和、関城地区からも、事業者数が余らないということもございますので、あと市内、旧下館地区からも通っていらっしゃる方もおります。大半は明野地区でございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今までのやすらぎの介護の内容なのですけれども、温水プールがある中での介護施設ということで、温水プールの活用もメニューの中に入ってやっていたのかどうかという点をお願いします。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員、ほかにありましたら、一緒にお願いします。

○委員（三浦 譲君） はい。それと、指定管理になった場合、現在利用人数は、この説明資料を事前にいただきまして、本当に助かります。これに利用人数、現在1日15人程度というふうに出ておりますけれども、今度そういう専門の業者というのか、指定管理になったら、これらの人数がふえたりするとかといった面があるのかどうか、受け入れ能力の面ではどうなのか。

それから、職員の人数をふやせば受け入れ態勢も広がると思うのですが、そこらの提案としてはどういうふうになっているのか。

それから、まだありますが、厨房は共有しているわけですね。そうすると、例えば食改の皆さんも使っているのかなというふうに思うのですが、これでそれがどういうふうに、使えるようにするということになるのかどうかといったことをまずお願いしたいと思います。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 温水プールの活用でございますけれども、今現在もやすらぎにつきましては、温泉施設の温水プールを活用しております。ただ、今現在につきましては、どこのデイサービスと

同じように温泉入浴という方法のみでございます。今後につきましては、温水プールを活用したサービスを事業者としては考えておりますので、温泉施設の内容が変わるということでございます。

次の利用人数についてでございますけれども、今15人程度ということで、小規模型のデイサービスということで、月300人程度以内、ちょっと詳しい資料はないのですけれども、三百何十人程度ぐらいが平均で、利用が小規模ということでございます。それにつきましては、今、事業者と検討を図っているところでございますけれども、多少地域のデイサービスセンター、ほかの事業所の負担にならない程度で、当然今現在のサービスを引き続きやる方と、新しくそういう運動療法を取り入れたサービス、2本立てでやってまいりますので、当然若干の人数はふえるのかなと今現在は考えております。

続きまして、職員体制につきましては、これは職員の配置基準というのがございますので、利用者のニーズに沿って職員を配置することになります。

次の厨房についての、栄養士さんにつきましても、先ほど説明したとおり、会社の規定に沿ってやれば、引き続き採用ということで、お願いするということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 何か抜けていましたか。

○委員（三浦 譲君） 厨房の件は、施設が、食改が使っているとすれば、かち合ってしまうということにもなるので、その辺は大丈夫かということ。

○委員長（増淵慎治君） 使い方ですね。

大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 使い方については、今現在はかち合っている状況でございますけれども、一体として使うということになれば、今度はかち合わないでできますので、よりスムーズにいくのではないかと考えております。

○委員長（増淵慎治君） 大山課長、後ろで何かあるみたいなので、ちょっとそれをいただいて答弁してください。慌てなくていいですよ、打ち合わせしてください。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 失礼しました。私が勘違いしまして、厨房のほうについては、そういう考えでございます。食改さんについては、厨房は使っておりません、外部に委託しておりますので。失礼しました。

（「場所が違う、別な場所の調理室でやっているということですか」と呼ぶ者あり）

○高齢福祉課長（大山竹治君） （続）はい。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、あともう1つは、料金がどういうふうになるかということなのですか、サービスがふえるということになるわけですね。そうすると、手間暇もかかるということになると思うのですが、そうすると、料金は今後どうなっていくかということがあります。

それから、この3業者で、今指定管理をやっているのは、元気館そのものを指定管理をやっているわけですが、今回のように直接ではないですが、元気館の利用者数が指定管理に移行してからどのようになっているか、人数です。

○委員長（増渕慎治君） それは。

○委員（三浦 譲君） いやいや、これは関係があるのね。介護そのものではないのだけれども、いろいろメニューを、そういう以前よりも、指定管理になってからメニューがふえているわけなので、それでふえるというふうに期待しているわけですが、その点わかれば。

○委員長（増渕慎治君） わかればいいですよ。

大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 最初の質疑であります、利用料につきましては、これはあくまでも介護保険の給付管理費ということで、一切その費用の中で賄いますので、利用者負担というのは一切変わりません。

2つ目の利用の状況ですけれども……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） 若林保健予防課長。

○保健予防課長（若林洋子君） あけの元気館が指定管理になりまして、利用日数につきましては4日間ふえましたことと、それから利用人数のほうが6,877人増加しているという状況であります。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 3回、これで最後。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） では、的を絞って。委託料の件ですけれども、指定管理に対する委託料ね。今回黒字の施設を指定管理にするということで、今までにはなかったパターンだと思うのです。先ほど大嶋委員さんも聞いていましたけれども、ちょっと不明な部分を伺いますけれども、黒字の部分をどういうふうに扱うのかということが、今回初めてのケースですから、慎重にやらなくてはならないと思うのですが、例えばサービスがふえるから黒字の部分は業者のとり分と、大ざっぱに言ってですよ。そういった考え方もあるし、それから折半というのものもあるだろうし、いろいろあるかと思うのですが、合理化を図るから、今までの経費分で委託するというものもあるし、その辺の考えはどうか。

○委員長（増渕慎治君） 大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） お答え申し上げます。

委託料につきましては、ここ3年、黒字ということでございます。ただ、先ほどもご説明したように施設の維持管理費については、あけの元気館の管理費に含まれているということもございますので、これは事業者とこれからの、今回条例改正の承認をいただいてから、詳細については、まだ詰めていかなくてもならないと考えておりますけれども、ある程度、委員が今おっしゃったとおり、その施設管理費に見合う分は市に納入していただくというような考えでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。

これより議案第62号の採決をいたします。

議案第62号「筑西市デイサービスセンター条例の全部改正について」、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

それでは次に、議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、本委員会の所管について審議してまいります。

また、議案第63号については、複数の部にまたがりますので、各部の審査が終了後採決したいと思います。

それでは、まず議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について説明をお願いします。

まず、若林保健予防課長、お願いいたします。

○保健予防課長（若林洋子君） 保健予防課、若林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、保健予防課所管につきましてご説明申し上げます。まず、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。1、追加、医師修学資金貸与（平成27年度決定分）、期間は平成28年度から大学の正規の医学課程を修了するまで、限度額4,320万円でございます。将来、医師として筑西市内の病院に勤務する志を持った医学生を対象に、医学に必要な資金を貸与する貸与金でございます。医師修学資金の貸与期間としましては、大学の医学課程の履修期間6年間を最長期間としているため、債務負担行為の設定をさせていただいたものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、節19負担金補助及び交付金、地域医療連携補助金96万円の補正をお願いするものでございます。今後の高齢化社会に向けて多様な看護や介護サービスのニーズに対応するためには、地域医療を担う看護職を確保し、筑西市内の医療機関への定着が重要課題となってくることから、在宅医療連携に活躍する看護職の人材育成と確保を図るため、真壁医師会准看護学院に対して補助金を交付するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をお願いします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今の点は、医師会への補助金ということで、医師会のほうでは准看護学院で定員をふやすという意味に受け取っていいのでしょうか、それとも内容を充実させるということですか。

○委員長（増淵慎治君） 若林健康予防課長。

○保健予防課長（若林洋子君） お答えいたします。

定員は80名ということで、内容ということでの、よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、岩淵介護保険課長、よろしくお願いいたします。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 介護保険課の岩渕でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」につきまして説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。1、歳入でございます。歳入につきましては、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節1社会福祉費交付金、説明欄の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金3,090万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、認知症対応型共同生活介護施設整備に係る交付金でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の地域密着型サービス施設整備事業補助金3,090万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入で説明したところでございますが、認知症対応型の共同介護施設整備に係る補助金であります。補助金の対象事業者としては、筑西市吉田636番地12、認知症対応型共同生活介護施設「ひまわり」の北棟で、定員が18床、NPO歩実という名称で、理事長が中公敏春さんでございます。介護保険事業計画の中で、平成27年度、整備計画を行いまして、平成28年度開設予定となっております。既に茨城県の補助交付の内示を受けておりまして、また9月4日付で交付の決定を受けているところでございますので、今回補正のほうをお願いしました。よろしくお願いします。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この施設については、これは全部県の補助予算で、市の持ち出しはあるのですか。

○委員長（増渕慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） こちらのほうにつきましては、全額県の補助金でございますので、市の持ち出しはございません。

○委員長（増渕慎治君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目3節1民生費寄附金、説明欄の民生費寄附金3万円の増額補正をお願いするものでございます。下館巴ライオンズクラブ様から子育て支援センター下館会場の大型絵本購入のためとしまして、3万円の指定寄附金をいただいたものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄の子育て支援センター運営事業に需用費といたしまして3万円の増額補正をお願いする

ものでございます。これにつきましては、歳入でご説明いたしました、指定寄附金によりまして、子育て支援センター下館会場に大型絵本を購入するものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

続きまして、鈴木医療保険課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） 医療保険課の鈴木です。よろしくお願いいたします。

議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、医療保険課所管の補正予算につきまして説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄の2、後期高齢者医療特別会計繰入金379万4,000円の増額補正でございますが、これは平成26年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金を一般会計に繰り入れるものでございます。詳細につきましては、議案第65号「平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」で説明申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） 質疑を求めます。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 高齢福祉課の大山です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、高齢福祉課所管の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入からご説明申し上げます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金1億1,201万円のうち、説明欄3の介護保険特別会計繰入金9,978万5,000円につきましては、平成26年度の事業の実績に伴う介護給付費等の精算分であります。

同じく説明欄4の介護サービス事業特別会計繰入金843万1,000円につきましても、平成26年度事業実績に伴う介護サービス事業の精算分で、それぞれ一般会計に繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節28繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金38万4,000円の増額補正につきましては、高額医療介護合算サービス費の支給分について一般会計に繰り出すものでございます。詳細につきましては、この後の議案第69号「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」及び議案第70号「平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」でご説明申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を求めます。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、青柳健康づくり課長。

○健康づくり課長（青柳康行君） それでは、健康づくり課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。一番上段になります。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費のうち備品購入費として103万7,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、現在明野保健センターにおきまして、乳幼児用計測器、これは身長、体重、それから栄養指数をはかる、カウプ指数を同時にはかれる計測器ですけれども、平成12年に購入しまして、16年経過しまして、故障しまして、業者のほうへ確認しましたところ、もう修理ができないということで、新しいものに買い換えをお願いするものでございます。

なお、これにつきましては、年間育児相談、それから3、4カ月健診、1歳6カ月健診等で使用してまして、年間の使用回数は約900回から1,000回を数えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を求めます。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 備品というのは、これですか。

○委員長（増淵慎治君） 青柳健康づくり課長。

○健康づくり課長（青柳康行君） そうです。資料としてつけてまいりました。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます、資料。

それでは、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時21分

再 開 午前11時30分

○委員長（増淵慎治君） それでは、ただいまから再開をさせていただきます。

次に、議案第64号「平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について審査をしていただきたいと存じます。

それでは、まず医療保険課から説明をお願いします。

鈴木医療保険課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、議案第64号「平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして説明申し上げます。

平成27年度筑西市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,756万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億2,967万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月2日提出でございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。款11項 1 繰越金、目 2 節 1 その他繰越金、説明欄の 1、前年度繰越金3,756万1,000円の増額補正でございます。前年度繰越金でございまして、歳出に係る経費の財源として増額するものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。2、歳出でございます。款10諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金、節23償還金利子及び割引料、説明欄、償還金3,756万1,000円の増額補正につきましては、平成26年度退職者医療療養給付費等交付金の精算による社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（増淵慎治君） ご苦労さまです。それでは、質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、これより議案第64号の採決をいたします。

議案第64号「平成27年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員です。よって、可決されました。

それでは次に、議案第65号「平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について審査をしていただきたいと存じます。

それでは、続きまして、鈴木医療保険課長、お願いいたします。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、議案第65号「平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして説明申し上げます。

平成27年度筑西市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,805万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月2日提出でございます。

それでは、4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、歳入でございます。款4項1目1繰越金、節1、説明欄の1、前年度繰越金379万4,000円の増額補正でございます。平成26年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、繰越金が確定しましたことから補正をお願いするものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。2、歳出でございます。款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金379万4,000円でございます。ただいま歳入で説明いたしました、前年度繰越金を一般会計に繰り出すため、379万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第65号の採決をいたします。

議案第65号「平成27年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員です。よって、可決されました。ご苦労さまでございます。

それでは次に、議案第69号「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査をしていただきたいと存じます。

それでは、介護保険課から説明を願います。

岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） それでは、議案第69号の補正予算（第2号）について説明申し上げます。

それでは、4ページ、5ページをお開き願います。歳入でございます。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分61万4,000円、同じく項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金15万3,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、高額医療合算介護サービス費の増に伴いまして補正するものでございます。詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節1介護予防事業交付金、説明欄の過年度分介護予防事業交付金81万円及び節2包括的支援・任意事業交付金、説明欄の過年度分包括的支援・任意事業交付金310万8,000円につきましては、平成26年度地域支援事業費の確定に伴い、精算の結果、国の地域支援事業交付金の不足が生じたため、追加交付されるものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分、説明欄の現年度分介護給付費交付金85万9,000円につきましても、先ほど説明いたしました、高額医療合算介護サービス費の増に伴うものでございます。

同じく款5項1目2地域支援事業支援交付金、節1地域支援事業支援交付金、説明欄の過年度分地域支援事業支援交付金94万円につきましては、先ほどと同じ地域支援事業費の確定に伴い、精算の結果、支払交付金に不足が生じたため、追加交付されるものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分、説明欄の現年度分介護給付費負担金38万4,000円につきましても高額医療合算介護サービス費の増に伴うものでございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節2包括的支援・任意事業交付金、説明欄の過年度分包括的支援・任意事業交付金48万5,000円につきましても地域支援事業費の確定に伴い、精算の結果、県交付金に不足が生じたため、追加交付されるものでございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分、説明欄の現年度分介護給付費繰入金38万4,000円及び項2基金繰入金、目2介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金、説明欄の介護給付費準備基金繰入金67万6,000円、いずれも高額医療合算介護サービス費の増額に伴うものでございます。

次に、款 9 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金 4 億2,469万円につきましては、平成26年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴いまして、歳入歳出から差し引き 4 億7,635万8,000円の繰越金から当初予算計上額5,166万8,000円を差し引いた額を前年度繰越金に計上させていただきました。

次に、歳出でございますが、6 ページ、7 ページをお開きください。款 2 保険給付費、項 5 高額医療合算介護サービス等費、目 1 高額医療合算介護サービス費、節19負担金補助及び交付金307万円の増額をお願いするものでございます。こちらは先ほど歳入で説明したとおり、高額医療合算介護サービス費の増に伴うものでございます。高額医療合算介護サービス費とは、1 年間にかかった医療費と在宅サービス及び施設サービスの利用に係る利用者負担額との合計額が一定の上限額を超えた場合に、その超えた額に相当する額を支援するものであります。上限額を超えた分は、医療費分と介護分で案分され、医療費分は高額介護合算療養費として、介護分は高額医療合算介護サービス費として申請により支給されます。

次に、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、節 1 積立金、説明欄の介護給付費準備基金積立金 1 億4,820万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても平成26年度、介護保険料の給付費の未充当などを積み立てているものでございます。

次に、款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金、節23償還金利子及び割引料、説明欄の償還金 1 億8,204万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成26年度介護給付費等が確定したことに伴いまして、精算の結果、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返還額が生じたことから補正をお願いするものでございます。

次に、項 3 繰出金、次の 8 ページ、9 ページをお開きください。目 1 一般会計繰出金、節28繰出金、説明欄の一般会計繰出金9,978万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても介護保険給付費の確定により精算の結果、一般会計に返還が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

以上が、特別会計の補正でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（増淵慎治君） 質疑をお願いします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 6 ページ、7 ページの諸支出金の件ですが、償還金のこと、あとそれから繰出金で一般会計に戻すというのと、特に一般会計に戻すという、その意味とか、案分とかというのはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（増淵慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 償還金につきましては、こちら国、県のほうから交付金としていただいていますので、平成26年度の決算によりまして、金額的なものが確定されましたので、それに基づいて残った分について償還するという形でございます。先ほど説明した案分というのは、高額医療合算のほうの分で、これは今年度予算のほう、2,100万円ほど計上してございますが、今回高額医療合算につきまして、昨年ですと、6 月分につきましては114万2,000円ほどの支出だったのですけれども、本年 6 月については734万円と、そういった合算のほうが大きく支出したものですから、それに伴いまして、今回予算的なものが足りなくなったということで、今回補正のほうをお願いしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、8、9ページの一般会計に戻す分のことで、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（増渕慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） 介護保険につきましては特別会計でやっているものですから、1度、一般会計のほうに予算のほうは全額戻すという、そういったことになってございます。特別会計から一般会計のほうに繰り出して戻すという形になってございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 繰越金が4億円ちょっと出て、その分の一定額を一般会計に戻すということなので、その辺のことを、財源がどう移動していくのかがわかりません。

○委員長（増渕慎治君） 岩渕介護保険課長。

○介護保険課長（岩渕寿雄君） お金のほうの分配のほうは、国が25%、県が12.5%、市のほうも12.5%という形で決まっておりますので、その市の分の12.5%を精算して、それで残った分について戻すという、そういうことでございます。

○委員長（増渕慎治君） そのほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。

これより議案第69号の採決をいたします。

議案第69号「平成27年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員でございます。よって、可決されました。ご苦労さまでございます。

次に、議案第70号「平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について審査をいただきたいと存じます。

それでは、高齢福祉課から説明を願います。

大山高齢福祉課長、よろしくお願いいたします。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 議案第70号「平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入のほうから説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。款7繰越金、項1目1節1繰越金843万1,000円の増額補正につきましては、平成26年度の事業確定による繰り越し分でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。款2諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、説明欄、一般会計繰出金843万1,000円の増額補正につきましては、平成26年度の決算に伴う繰り越し分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） 質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第70号の採決をいたします。

議案第70号「平成27年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、可決されました。ご苦労さまでございました。

ここで執行部の保健福祉部から教育委員会に入れかえをさせていただきます。保健福祉部の皆さん、ご苦労さまでございました。

〔執行部入れかえ〕

○委員長（増渕慎治君） 次に、教育委員会の所管の審査に入ります。

議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、教育委員会の補正予算について説明をお願いします。

大谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（大谷昌良君） それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。

生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げます。お手元の資料12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。款10教育費、項5社会教育費、目5図書館費、節15工事請負費の図書館施設改修事業におきまして、中央図書館並びに明野図書館に係る排煙窓の改修工事に251万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは平成26年度建築基準法の規定による建築物の定期調査におきまして、ふぐあいの指摘を受けました箇所について、平成26年度末の県の建築指導課から是正の勧告を受けたものでございます。このたび、この勧告を受けた排煙窓の開閉不良箇所につきまして、改修のための補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） 質疑を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で議案第63号について、各部の説明、そして質疑が終了いたしました。

これより採決をいたします。

議案第63号「平成27年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ご苦労さまでございました。

以上で福祉文教委員会の審査を終了します。

どうも教育委員会の皆様ありがとうございました。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執 行 部 退 席〕

○委員長（増渕慎治君） 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時55分